

第134回千葉県大規模小売店舗立地審議会

- 1 日 時：平成30年2月5日（月）午後2時から午後3時18分まで
- 2 場 所：ホテルプラザ菜の花 4階 楨1会議室
- 3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員
懸田委員、河井委員、木村委員、
小早川委員（書面）、土屋委員（書面）、今関委員（書面）、橋本委員（書面）
<事務局>
商工労働部経営支援課
石井課長、青柳副技監、高森商業振興班長
齋藤副主査、大木主事、冨田主事、鈴木囑託

4 開 会：

(1) 成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

(2) 県行政組織条例第32条第1項の規定により、懸田会長が議長となった。

(3) 議事録署名人選出（議長が木村委員と河井委員の2名を指名した。）

(4) 審議案件概略説明

<事務局>

本日の審議案件は、君津市の（仮称）イオンタウン君津、印西市の（仮称）フォレストモール印西牧の原、松戸市の（仮称）東松戸二丁目商業施設計画の新設3件の届出案件となっております。

このほかに、報告案件として、アトレ松戸ほか3件が既存店舗の変更として届出のあったもので、既に手続を終えたものであります。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

5 議 事：

議題（1）：届出に対する県意見の審議について

【審議案件1 （仮称）イオンタウン君津】

<懸田会長>

最初に、審議案件1の（仮称）イオンタウン君津に係るイオンタウン株式会社からの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

(審議資料及びスクリーンにより説明)

<懸田会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<木村委員>

今後、駐輪場の変更届が予定されているとのことだが、駐輪場の台数は増やすのか。位置の変更か。

<事務局>

位置の変更です。

<木村委員>

新設届出の結審後、一定の期間をあけずに（オープンを待たずに）変更の届出を出すことができるのか。

<事務局>

一定の期間をあけなくてはいけないといった制限はありません。

<木村委員>

営業時間は午後10時までとのことだが、来客以外も含めた駐車場利用可能時間帯が午前0時までとなっている。どういうことか。

<事務局>

併設施設（小売店以外のサービス施設）の駐車場利用可能時間です。午前0時までの駐車場の利用を考えていると聞いています。

<木村委員>

大規模小売店舗立地法の対象ではない店舗ということか。

<事務局>

そのとおりです。

<懸田会長>

それでは、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。

交通について小早川委員の書面意見ををお願いします。

<事務局>

小早川委員からは、「No.3 交差点で、右折車の滞留が多く発生する可能性も否定できないので、開店後に No.3 交差点で渋滞が発生する場合には、すぐに信号処理の改善を交通管理者へ申し出ること。」とのこと。

<懸田会長>

騒音について、木村委員からお願いします。

<木村委員>

営業時間帯が夜間に及ばないため、影響は軽微だと考える。

<懸田会長>

街並みづくりについて、橋本委員の書面意見ををお願いします。

<事務局>

橋本委員からは、「街並みづくり等への配慮について、君津市宅地開発事業指導要綱に定める敷地内の必要緑化（3%以上）を満たす面積が計画されている。景観への配慮等についても、千葉県屋外広告物条例に照らして適切であると認められる。

また、交通に関して君津市の意見にあるように、周辺交差点の渋滞や混雑発生が懸念される。とくに No.3 交差点の右折滞留についての混雑が予想されるが、設置者に確認したところ、君津市および千葉県警と連携を図り適宜対応する旨の具体的な回答を得ている。」とのこと。

<懸田会長>

今関委員の書面意見ををお願いします。

<事務局>

今関委員からは、「君津市からの交通、騒音、廃棄物処理等に関する意見に対しても適切な対応がなされているため、千葉県の意見案は妥当であると考えます。」とのこと。

<懸田会長>

土屋委員の書面意見ををお願いします。

<事務局>

土屋委員からは「特に意見はありません。」とのことでした。

<懸田会長>

以前も店舗があったとのことだが、No.3 交差点は渋滞等の問題があったのか。

<事務局>

以前の店舗の時から同じ経路で誘導していますが、No.3 交差点の右折滞留の発生により周辺の交通に影響を与える等の事態は発生していないと聞いています。そのため、開店後の様子をみてハード面の対策を検討したいとのことでした。

<懸田会長>

今回の出店は、以前の店舗より規模も大きくなり、渋滞の発生も起こりうるため、附帯意見を付すということですね。

それでは、他に御意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<懸田会長>

それでは、そのように決定いたします。

【審議案件2 （仮称）フォレストモール印西牧の原】

<懸田会長>

次に、審議案件2の（仮称）フォレストモール印西牧の原に係る株式会社フォレストモールからの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

（審議資料及びスクリーンにより説明）

<懸田会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<木村委員>

計画地北側にある保育園の入り口はどこか。

<事務局>

計画地と反対の団地側が入り口になります。

<木村委員>

来店経路沿いとなるが、園児の送迎時間帯における来店車両への安全対策はあるか。

<事務局>

周辺には「歩行者注意」、「徐行」といった看板が設置されています。

荷さばき車両や来店車両についても注意喚起を行っていくとのことです。

また、混雑が予想される日には、地元警察署と事前に安全対策を検討するなど柔軟に対応していくとのことです。

<懸田会長>

それでは、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。

交通について小早川委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

小早川委員からは「特に意見はありません。」とのことです。

<懸田会長>

騒音について、木村委員からお願いします。

<木村委員>

予測地点Cで昼間の等価騒音レベルの値が57dBを示している。基準値を満たしているが、近隣住民から意見があった場合は対応してほしい。

<懸田会長>

街並みづくりについて、橋本委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

橋本委員からは「街並みづくり等への配慮について、印西市開発事業指導要綱整備基準による必要緑化面積（5%以上）を満たす緑化計画がされており適切である。景観への配慮についても適切であると認められる。

店舗の前面道路が通学路に指定されており、とくに車両出入口①における児童生徒の登下校時に際する安全確保が求められる。」とのことです。

<懸田会長>

今関委員からの書面意見ををお願いします。

<事務局>

今関委員からは「特に意見はありません。千葉県の見解案は妥当であると考えます。」とのことです。

<懸田会長>

土屋委員の書面意見ををお願いします。

<事務局>

土屋委員からは「特に意見はありません。」とのことです。

<懸田会長>

通学路の配慮と木村委員から指摘のあった騒音に関する点について設置者によく伝えてください。

その他の委員の皆様、御意見ございますか。

それでは、他に御意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<懸田会長>

それでは、そのように決定いたします。

【審議案件3 (仮称) 東松戸二丁目商業施設計画】

<懸田会長>

次に、審議案件3の(仮称)東松戸二丁目商業施設計画に係る株式会社長谷工コーポレーションからの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

(審議資料及びスクリーンにより説明)

<懸田会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<河井委員>

隣接しているマンションに対して騒音予測は行わなくていいのか。

<事務局>

同一敷地内の立地であり、マンションから店舗まで行き来のできる一体の建物であるため、マンションへの騒音予測は不要です。

<懸田会長>

それでは、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。
交通について小早川委員からの書面意見をお願いします。

<事務局>

小早川委員からは「特に意見はありません。」とのことです。

<懸田会長>

騒音について、木村委員からお願いします。

<木村委員>

営業時間帯が夜間に及ばないので、影響は軽微であると考えます。

<懸田会長>

街並みづくりについて、橋本委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

橋本委員からは「街並みづくり等への配慮について、敷地内の緑化面積は松戸市宅地開発事業等に関する条例で定める5%以上を満たしており、景観への配慮も外壁看板等に関する松戸市との協議および届出が完了しており適切であると認められる。

1か所である駐車場の出入り口が通学路に指定されている。その安全対策について設置者に確認したところ、搬入時間帯として午前7時30分～8時30分を避ける計画である旨の回答を得ている。」とのことです。

<懸田会長>

今関委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

今関委員からは「特に意見はありません。千葉県の見解案は妥当であると考えます。」とのことです。

<懸田会長>

土屋委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

土屋委員からは「特に意見はありません。」とのことです。

<懸田会長>

周囲に保育園や通学路があるので交通安全に努めてください。

その他の委員の皆様、御意見ございますか。

それでは、他に御意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の見解（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<懸田会長>

それでは、そのように決定いたします。

議題（2）：届出に対する県見解の報告等について

報告案件の説明及び配付資料（届出状況一覧）の補足説明を行ったほか、次回開催の第135回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程について説明した。

6 閉 会：午後3時18分閉会